

静岡県看護協会

災害支援看護マニュアル

はじめに

静岡県看護協会（以下「協会」という。）は、平成9年に静岡県から災害対策基本法に基づく「指定地方公共機関」に指定され、「災害時の医療救護活動に関する協定書」を締結し、防災計画書を策定した。

平成11年には、日本看護協会の「地域防災活動と看護職の役割」をテーマとした「地域保健モデル事業」を6地区支部で取り組んだ。

この経験を活かし全国に先がけ、災害時に現場で活動できる看護職の育成に着手するとともに円滑な派遣体制の整備に向けて、認定・登録システムを構築した。

平成17年には、「防災対策委員会」を常任委員会として発足させ、医療救護計画及び国民保護業務計画並びに日本看護協会災害支援マニュアルに基づき、災害支援ナースの育成研修をはじめ、地区支部活動の一環としての市町防災訓練への積極的な参加等、平時の活動から緊急時の派遣までその体制づくりを進めてきた。

平成24年には、静岡県看護協会災害看護支援体系を構築した。平成25年に委員会の名称を「防災対策委員会」から「災害看護対策委員会」に変更し、活動を継続している。

災害は自然であれ、人為であれ、人々の生命の危機と健康破綻をもたらし、そして予知なく押し寄せる。災害状況をふまえて効果的に活動できる人材育成が必要と考え、今回、災害支援活動が円滑に実施できるよう災害支援看護マニュアルの見直しを行った。

災害支援ナース登録者、災害支援ナースの派遣施設等それぞれの立場で、また、平時的心構え、緊急時の対応の目安として活用していただきたい。

目 次

静岡県看護協会災害支援マニュアル

1 災害の定義と種類	34
1) 災害とは	
2) 災害看護とは	
2 静岡県看護協会災害看護支援体系	35
1) 災害支援ナースとは	
2) 災害支援ナースの役割	
3) 灾害支援ナース育成目的	
4) 灾害支援ナースに求められる知識・スキル	
5) 灾害支援ナース育成研修	
6) 灾害支援ナースの「修了証」の交付	
7) 灾害支援ナースの登録・派遣	
3 静岡県看護協会災害対策本部	39
1) 灾害対策本部の設置	
2) 灾害本部の役割	
3) 各担当の役割	
4 災害支援ネットワーク	41
1) 灾害支援ネットワークシステムとは	
2) 灾害時看護支援の基本的考え方	
3) 灾害時支援ネットワークの活用	
5 災害支援ナースの派遣の実際	43
1) 灾害時支援対策区分判定	
2) 派遣の基準	
3) 派遣時期と派遣期間	
4) 派遣活動場所	
5) 派遣手順	
6) 本県が被災地となった場合 (レベル1)	
7) 近隣県が被災地となった場合 (レベル2)	
8) 広域支援が必要となった場合 (レベル3)	
6 災害支援活動の実際	45
1) 灾害支援ナースの心構え	
2) 灾害支援ナースの出動にあたって	
7 災害支援ナースの身分保障	47

8 災害支援ナース受け入れ（受援）の実際	51
1) レベル1の場合	
2) レベル2・3の場合	
資料1 災害発生時の災害支援ナース派遣の流れ	
資料2 災害支援ナース出動時携行物品参考リスト	
資料3 静岡県看護協会災害看護支援体系	
資料4 災害支援ナース個人・施設登録について	
資料5 災害支援ナース登録証	
様式1 災害看護地区研修修了証	
様式2 災害看護地区研修履修カード	
様式3 灾害支援ナース育成研修修了証	
様式4 灾害支援ナース個人登録申請用紙	
様式5 灾害支援ナース施設登録申請用紙	
様式6 灾害支援活動報告書	
様式A 灾害状況連絡票 - 第()報	
様式B 灾害支援ナース派遣要請票 - 活動場所① - 第()報	
様式C 灾害支援ナース派遣候補者リスト - 第()報	
様式D 灾害発生に関する報告書 - 第()報	
様式E 灾害支援ナース派遣要請 - 活動場所① - 第()報	
様式F 灾害支援ナース派遣終了票	
静様式A 灾害状況連絡票 - 第()報	
静様式B 灾害支援ナース派遣要請票 - 活動場所① - 第()報	

※様式1から6は静岡県看護協会専用様式

※様式AからFは日本看護協会用様式

9 静岡県看護協会 災害看護対策委員会の活動経緯	71
--------------------------	----

1 災害の定義と種類

1) 災害とは

災害とは、短時間に限局した地域で発生し、その地域の処理能力を超え、地域外からの援助が必要で、多数の被災者が発生する非常事態である。災害は大きく、自然災害、人為災害、特殊災害に分類される。

(1) 自然災害

台風、水害、土砂崩れ、地震などの自然に発生する災害を自然災害という。これらは広域的災害といわれ、電気・水道・交通・通信網などのライフラインが被害を受け、被災地域が孤立化する恐れがある。

(2) 人為災害

航空機事故、工場爆発、ガス爆発など的人為的に発生する災害を人為災害という。これらは局所的災害といわれ、災害発生から経時的に拡大する恐れがある。

(3) 特殊災害

放射能漏れ、タンカーの重油流出事故などを特殊災害という。これらの災害は、人為災害の中でも特に、その影響が広域に渡り、また、長期化するといった特徴を持つ。

2) 災害看護とは

地震や火災により家を焼かれたり、公的施設が失われたりする一次的災害、あるいはそれに伴う二次的な生命・健康の脅威に対して、看護に携わる者が知識や技術を駆使し、他の専門分野の人との協力のもとに、生命や健康生活への被害を少なくするための活動を展開することである。（日本看護協会出版「災害支援ナースマニュアル」より）

災害看護へのニーズは災害発生後の経過によって変化する

災害時期	必要とされる看護の専門領域
災害発生～初動 (発生直後～3日程度)	救命救急看護、トリアージ 手術室看護、透析看護 緊急時看護管理
初動～初期対応 (3日目～2週間)	内科系看護 慢性疾患看護 外科系看護
中期対応 (数週間～3ヶ月)	精神科看護、(地域看護) 在宅看護 小児看護 社会資源の知識があり、活動できる看護職 様々な看護領域での活動ができる看護職
長期対応 (3ヶ月以上)	(地域看護) 慢性疾患看護 在宅看護 小児看護 精神看護 (アルコール依存症への対応)、PTSD

2 静岡県看護協会災害看護支援体系

静岡県看護協会としての災害看護支援体系について

静岡県看護協会は、公益社団法人として、定款第4条防災及び災害支援に関する事業を、看護職が有事の際に、対応できるスキルを身につけ（育成研修）、社会貢献に繋げていく。また、タイムリーな支援の為災害支援ナースの登録・派遣について管理する。

*静岡県看護協会災害看護支援体系（別紙資料参照 P54）

1) 災害支援ナースとは

災害支援ナースとは、「日本看護協会の災害時支援ネットワークシステムに基づき、原則として静岡県看護協会に登録し、看護職能団体の一員として被災地に派遣される看護職である。」とする。

2) 災害支援ナースの役割

- (1) 被災者が健康レベルを維持できるように適切な医療・看護を提供する。
- (2) 被災した看護職の心身の負担を軽減し、支えるように努める。

3) 災害支援ナースの育成の目的

災害看護には、災害への備え、救急対応、普及に向けての長期的対応がある。災害直後の緊急対応では、大勢の患者が軽症、重症を問わず殺到し、混乱状態に陥った救護所や医療施設で、押し寄せる負傷者に対し適切なトリアージや応急処置などが看護職に求められる。復旧に向けて、被災地へ長期に渡る災害支援ナースの派遣も期待されている。これらの役割を担うためには、地域住民、医師会、行政等の組織との連携作り、支援ナース派遣ネットワークの確立と共に、災害初期から中・長期的な復旧時に看護を提供できる「災害支援ナース」の育成が不可欠である。

4) 災害支援ナースに求められる知識・スキル

(1) トリアージ能力

トリアージの目的は、最大多数の傷病者に最善の医療を提供するため、限られた人的・物的資源を最大限に活用し、傷病者の緊急性度や重症度を迅速に評価し、治療や搬送の優先順位決定を行うこと。トリアージは医師の任務であるが、様々な理由により医師が出来ない状況も発生し、看護職にもその役割が求められる。トリアージは時間経過とともに繰り返し修正される。

災害現場、救護所で行われる初期トリアージ

- ・気道（A=Airway）、呼吸（B=Breathing）、循環（C=Circulation）を重点に評価し、すばやくトリアージする。
- ・トリアージタック（赤）緊急治療群、（黄）非緊急治療群
(緑) 治療不要もしくは軽処置群、(黒) 救命困難群または死亡群

(2) 応急処置

限られた人的、物的資源のなかで、様々な負傷者に対し応急手当を行う。

骨折、出血、熱傷、クラッシュ症候群、全身打撲などの病態と初期治療についての知識と技術が必要とされる。

(3) パニックに陥った被災住民や負傷者への対応

突然の災害発生と負傷に動搖する被災者や救命困難とトリアージされ混乱状態に陥った家族などに対するケア。

(4) 救護チームの動きの把握－物資・人材の調整とリーダーシップ能力

救護所では、医師や看護師などの有資格者だけでなく、事務員や住民のボランティアなど見知らぬ人々が協力して働くこととなる。チームとして効果的に医療行為ができるよう物資・人材の調整が必要であり、強力なリーダーシップとコミュニケーション能力が必要とされる。

(5) 住民ボランティアへの指示（住民ボランティアの活用）

住民ボランティアと協働し活動計画を立案し活動を行う。

5) 災害支援ナースの育成研修

(1) 災害看護地区研修

担当：静岡県看護協会8地区支部

対象：経験1年以上の看護協会会員・非会員

災害時にはネットワークが重要であるため、地域との連携を視野に入れた教育を計画する。市町の防災担当者に研修の一部を依頼して、地域防災対策を学び、地域の防災訓練に積極的に参加していくことが重要であるから、地区支部単位で開催する。

① 目的

災害時、地域の救護所で適切なトリアージや限られた資材による応急処置が提供できる基本的知識、技術を習得する。

② 研修内容

ア 講義と演習（1日）

AM 講義	受付
	オリエンテーション
	災害看護とは
	○○市における防災対策
	災害初期の医療ニーズ（トリアージを中心に）
昼休憩	昼休憩
PM 実技演習等	実技演習（応急処置、三角巾法、搬送法、トリアージ）等
	まとめ アンケート

イ 地域防災訓練参加

災害看護地区研修で学んだ知識、技術を活用して地域防災訓練に参加する。地域住民を対象とした三角巾法・搬送法講習の講師として、看護職に求められる能力の必要性を体験する。また医師・消防署員・市町村職員・自主防災員・自衛隊員等と協力しあって、設定された救護所で応急救護にあたる。これらを通して、混乱状態の救護所でのトリアージ知識の必要性・リーダーシップの重要性を体験する。

(2) 災害支援ナース育成研修

担当：静岡県看護協会 災害看護対策委員会

対象：静岡県協会員で経験4年以上の災害看護地区研修の修了者

地区支部研修の修了者

災害の経過とともに、災害支援ナースに必要とされる看護の専門領域は変化する。災害看護の特殊性を理解し、災害の経時的対応について必要な看護が提供できる知識、技術を学ぶ。

①目的

- ア 災害看護の特殊性を理解し、専門知識・技術を学び、被災者及び被災地域のために災害支援ナースとして活動できる実践能力を習得する。
- イ 災害支援ナースとして参加するうえでの自己完結の心構えと行動、そして必要な準備について習得する。

②研修内容（3日間） *研修内容については講師により変更有り

時間	研修 1日目	研修 2日目	研修 3日目
AM	オリエンテーション	オリエンテーション	オリエンテーション
	静岡県看護協会災害看護支援体系について 静岡県医療救護計画について	災害支援活動の実際 I ・避難所設定 ・机上シミュレーション (演習・グループワーク 休憩含む)	被災者・支援者への こころのケアについて (講義)
	災害、災害看護の基本 I ・災害支援ナース実務編 (講義)		
昼休憩	昼休憩	昼休憩	昼休憩 ・非常食試食(体験)
PM	災害、災害看護の基本 II ・災害支援ナース実務編 (講義)	災害支援活動の実際 II ・夜間避難所模擬体験 (演習・グループワーク 休憩含む)	被災地における協働について (講義・ロールプレイ)
	災害支援ナースの看護活動 (グループワーク)		まとめ・アンケート

6) 災害支援ナースの「修了証」の交付

災害看護地区研修を終了した者には、地区支部より「修了証」を交付する。

災害支援ナース育成研修を修了した者には、静岡県看護協会より「修了証」を交付する。

「修了証」は、災害支援ナース登録時に必要なため大切に保管する。

*原則として「修了証」の再発行はしない。

7) 災害支援ナースの登録・派遣

(1) 登録 ①災害支援ナース育成研修を受けた者が、静岡県看護協会からの要請に応じて被災地で災害救護活動を実践することに同意して登録する。

②登録有効期限：1年

登録種類：個人登録・施設登録（資料4）

(2) 派遣 ①日本看護協会及び県の要請に基づき登録者を派遣する。

②派遣調整は静岡県看護協会災害対策本部が行う。

3 静岡県看護協会災害対策本部

災害発生時に、直ちに災害対策本部を次のとおり設置する。

1) 災害対策本部の設置

(1) 名 称 静岡県看護協会災害対策本部

(2) 設置目的

- ①災害発生時の具体的実践的な活動計画と指示伝達
- ②最新情報の取得と情報の提供
- ③災害支援ナース活動の保安管理

(3) 設置場所 公益社団法人静岡県看護協会内

対策本部 (1) 本部長 静岡県看護協会会长
(2) 本部員 総務班 専務理事
 情報班 事業担当常務理事
 医療救護班 災害担当理事
(3) 本部職員 静岡県看護協会事務局

2) 対策本部の役割

- (1) 被災地の情報収集
- (2) 災害支援ナース派遣開始の決定と召集
- (3) 災害支援ナース派遣開始から終了までの調整
- (4) 被災地看護協会との連絡・調整
- (5) 被災地派遣災害支援ナースとの連絡・調整
- (6) 災害時災害支援ナース活動の安全確保
- (7) 物品・義援金・支援活動に関する費用の調整

3) 各担当の役割

(1) 本部長（静岡県看護協会会长）全体の統括

- ①災害対策本部の設置及び廃止
- ②災害対策本部の設置について、関係機関に連絡・報告

(2) 本部員（専務理事）総務班

- ①本部長の補佐
- ②本部員会議への招集
- ③配備態勢、その他本部命令の伝達をする。
- ④県、市町村災害対策（地震災害警戒対策）本部、防災関係機関との連絡調整
- ⑤日本看護協会、他県看護協会への応援要請及び連絡調整
- ⑥県との災害時医療救護活動協定書に基づく報告等の事務処理
- ⑦協会会館の施設、設備の安全措置、会館利用者への情報伝達及び退去
- ⑧会員、職員の安否の確認
- ⑨他班との連絡調整

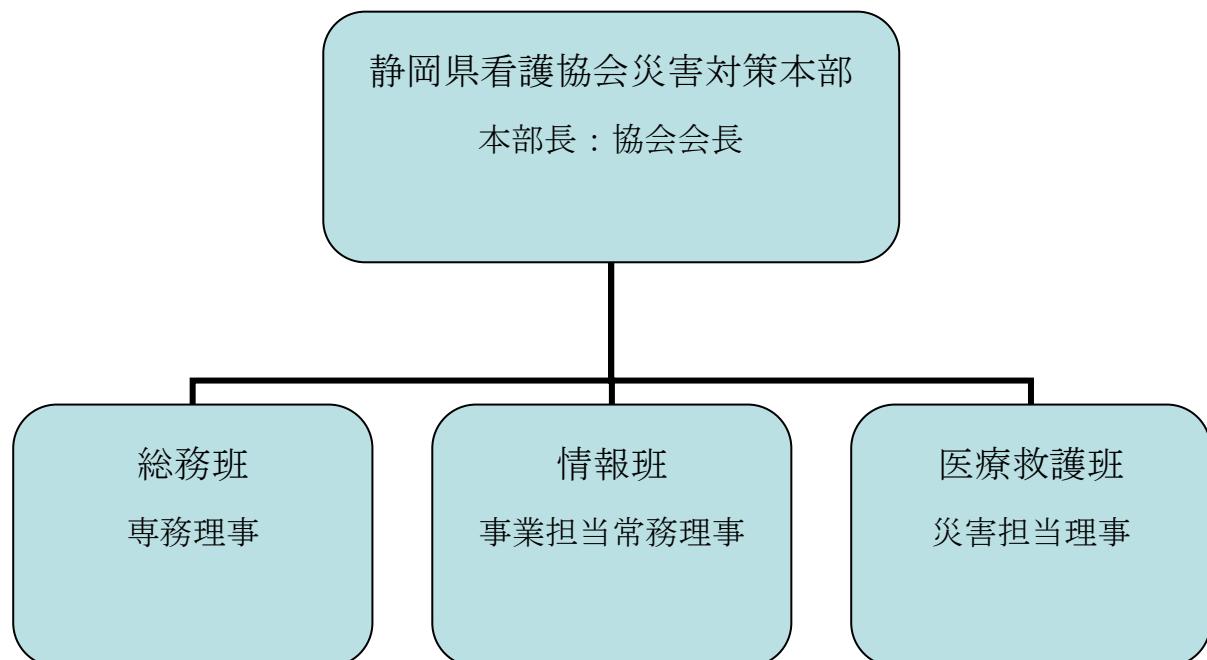
(3) 本部員（事業担当常務理事）情報班

- ①気象情報、公共交通機関の運行状況、道路交通情報等の収集伝達
- ②南海トラフ地震に関する情報注意情報、その他地震防災上必要な情報の収集伝達
- ③災害状況、被害状況、その他応急対策上必要な情報の収集伝達

(4) 本部員（災害対策担当理事）医療救護班

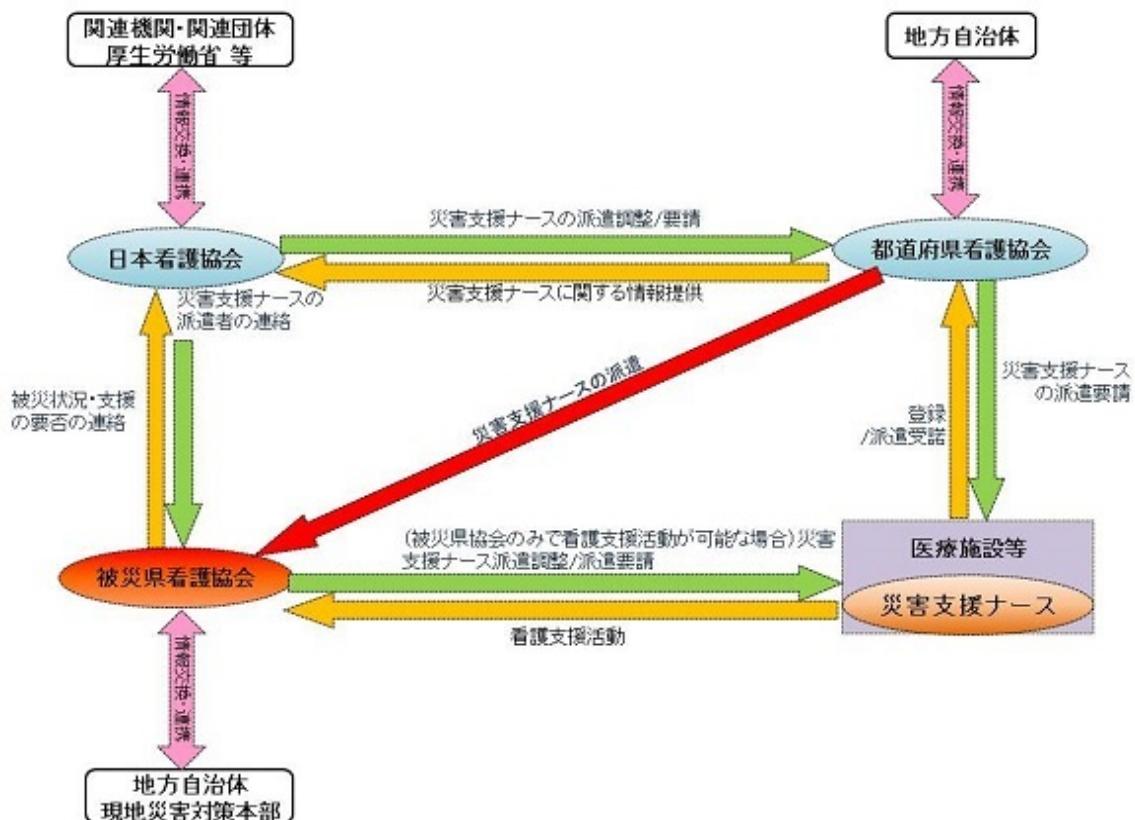
- ①災害支援ナース派遣可能者の把握
- ②災害支援ナース派遣準備
- ③災害支援ナース派遣交替要員の確保
- ④災害支援ナースの活動状況の掌握、記録、集計
- ⑤災害支援ナースの受け入れ

組織図



4 災害支援ネットワーク

日本看護協会災害時支援ネットワークシステム



1) 災害時支援ネットワークシステム

大規模災害発生における日本看護協会を含む都道府県看護協会、そして医療施設等、災害支援ナースとの連携要領を明確にし、円滑に災害看護体制を整え、効果的な支援活動を行うためのもの。

2) 災害時看護支援の基本的考え方

災害支援ネットワークに基づく災害看護支援の考え方とは、看護職能団体として災害支援ナースを派遣し、被災地のニーズに応じて柔軟に看護活動を実践することを原則としている。そして、その支援活動の形態は自己完結型を基本とする。

3) 災害時支援ネットワークの活用

(1) 情報収集・情報発信

- ① 被災県看護協会は、災害状況連絡票（様式A）を使用し、電話・FAX・Eメールいずれかの方法で日本看護協会（以下「JNA」）に情報提供する。
 - ア 情報提供を行う基準は、震度5以上の地震または何らかの支援が必要になると予測される災害が発生した場合とする。
 - イ 災害が夜間または休日に発生した場合には、翌日または休日明けに連絡する。

ウ 情報提供がない場合は、JNA から被災県看護協会に電話連絡を行う。

- ② JNA は、被災県看護協会からの情報にマスメディア等からの情報を加え、集約したもの を法人会員ネット掲示板に掲載する。
- ③ 被災県以外の都道府県看護協会（以下「県協会」）は、法人会員ネット掲示板から情報収集を行う。

（2）災害支援ナースの派遣調整

- ① 被災県看護協会は、災害支援ナース派遣要請票（様式B）に必要事項を記入し、FAX ま たは E メールにて JNA に送信する。
- ② JNA は、要請内容を被災県近隣の県協会（以下「近隣県協会」）に FAX し、支援要請を行 う。近隣県協会が支援できる内容に限界がある場合や支援活動が長期化する場合には、 その他の県協会に FAX し、支援要請を行う。
- ③ 要請を受けた県協会は、災害支援ナース登録者や会員施設等に支援要請を行い、災害支 援ナース派遣候補者リスト（様式C）を作成し、JNA に FAX にて送信する。
- ④ JNA は、要請内容に照らして派遣候補者リストにより派遣する災害支援ナースを決定し、 災害支援ナース派遣シフト表（以下「シフト表」）を作成する。シフト表を被災県看護協会 と派遣を依頼する県協会に FAX し、派遣依頼する。

*派遣調整の結果（派遣状況）は、法人会員ネット掲示板に掲載する。

- ⑤ 派遣の依頼を受けた県協会は、災害支援ナースに必要なオリエンテーションを行い、シ フト表に基づき活動場所に災害支援ナースを派遣する。
(以下『災害支援ナースの派遣の実際』を参照 P43)
- ⑥ 災害支援ナースを派遣した県協会は、災害支援ナースが無事に活動終了し、帰還したこ とを確認する。シフト表全ての派遣が終了したら JNA に報告する。（様式D）

5 災害支援ナースの派遣の実際

1) 災害時支援対策区分判定

- (1) 災害支援対策本部長は、県、各支部、訪問看護総括理事等の情報を基にして、災害時支援対応の区分を判定する。

2) 派遣の基準

災害支援ナースの派遣については、災害規模に従い次の段階で実施する。

- (1) レベル 1：被災県看護協会のみで活動が可能な場合は、被災者県内の災害支援ナースにより支援活動を行う。
- (2) レベル 2：大規模災害で、被災県看護協会への支援が必要な場合は、まず被災県近隣の看護協会が災害支援ナース等の支援を行う。
- (3) レベル 3：近隣県看護協会の支援に限界がある場合や支援活動が長期化する場合には、その他の都道府県看護協会も支援を行う。
- (4) 支援調整は、(1) の場合は被災県看護協会が行い、(2) (3) の場合は日本看護協会が行う。

3) 派遣時期と派遣期間

派遣時期：発災後3日以降から1ヶ月間を目安とする。

派遣期間：1人の活動期間は原則として、稼働時間を含め3泊4日とする。

4) 派遣活動場所

原則として被災地の医療機関・避難所・社会福祉施設・福祉避難所とする。

5) 派遣手順

災害発生から、災害支援ナース派遣までの手順は以下とする。

- (1) 災害発生：災害支援ナースの派遣が必要となると予測される災害が発生した場合、被災県看護協会は、「災害状況連絡票（様式A）」を作成し、日本看護協会へ報告、日本看護協会は県看護協会へFAX送信する。
- (2) 災害発生の周知：県看護協会は、「災害発生に関する報告書（様式D）」を災害支援ナース所属施設にFAX送信する。
- (3) 災害支援ナースの派遣要請：県看護協会は派遣要請内容「災害支援ナース派遣要請票（様式B）」を受信したときは、災害支援ナース所属施設へFAX送信する。
- (4) 県看護協会への派遣要請：日本看護協会より派遣要請が決定し、「災害支援ナース派遣要請（様式E）」を受信したときは、災害支援ナース所属施設にFAX送信する。なお、派遣要請は緊急を要するものであり、公文書の発行は行わないものとする。

※静岡県看護協会は派遣された災害支援ナースの心身の負担を軽減するために、派遣終了後必要なケアを受けられる機会を設ける。

6) 本県が被災地となった場合 (レベル1) 自県看護協会単独の支援対応

(1) 災害支援対策本部の設置

静岡看護協会災害対策本部参照 (P39)

(2) 災害対策本部は、日本看護協会からの、災害支援ナース派遣要請に基づき調整を行う。

①災害支援ナース派遣候補者に派遣決定を伝える。

②静岡県協会が備蓄している、支援活動必要物品を準備する。

③派遣された個々の災害支援ナースは、派遣終了後に県協会へ活動報告を行う。(様式6)

(3) 災害支援対策本部は、災害時支援対応区分判定結果を日本看護協会に報告する。(様式A)

7) 近隣県が被災地となった場合 (レベル2) 近隣県看護協会からの支援が必要

(1) 災害支援対策本部の設置

(静岡看護協会災害対策本部参照 P39)

(2) 災害対策本部は、日本看護協会からの、災害支援ナース派遣要請に基づき調整を行う。

①日本看護協会より、被害状況報告を受ける。(様式A)

②日本看護協会より、災害支援ナース派遣要請を受ける。(様式B)

③災害支援ナース登録者に、派遣要請の連絡と派遣可能について確認・調整を行う。

④日本看護協会に、災害支援ナース派遣候補者リストを送る。(様式C)

⑤日本看護協会より、災害支援ナース派遣シフト表と災害支援ナース派遣決定表を受ける。

⑥災害支援ナース派遣候補者に派遣決定を伝える。

⑦県協会が備蓄している、支援活動必要物品を準備する。

⑧派遣された個々の災害支援ナースは、派遣終了後に県協会へ活動報告を行う。(様式6)

⑨被災県が災害支援ナース派遣要請を終了した場合は、日本看護協会より支援ナース派遣が終了した旨の報告を受ける。

8) 広域支援が必要となった場合 (レベル3) 広域県看護協会からの支援が必要

(1) 災害支援対策本部の設置

(静岡看護協会災害対策本部参照 P39)

(2) 災害支援対策本部は日本看護協会からの、災害支援ナース派遣要請に基づき調整を行う。

* 【近隣県が被災地となった場合】に準ずる。

(3) 災害対応区分がレベル3ではないが、被災県から直接支援を要請された場合

災害支援対策本部は、支援計画を策定し、災害支援ナース派遣調整を行う。

6 災害支援ナース活動の実際

1) 災害支援ナースの心構え

- (1) 自分の生活については、自分で責任を持つ。
- (2) 交通費・宿泊・食事等についての金銭的負担は各自が負う。
ただし、出動に要した経費の一部を後日、協会が負担する。
- (3) 自分の健康は、自分で管理する。

2) 災害支援ナースの出動にあたって

(1) 要請に応えるための準備

- ① 家族及び職場の所属長の了解を得る。
- ② 自分の専門性を明確に伝える。
- ③ 活動期間は、原則として2日間をめどにする。ただし、全体として4日間を超えない。
- ④ 移動日を前後1日ずつ考慮する。
- ⑤ 医療・福祉施設等看護代表者に支援活動を申し込んだら、すぐに活動できるよう準備をして待つ。

(2) 心の準備

- ① 無事に帰還することを心掛ける。
- ② 気持を楽に持つ。
- ③ 気負いすぎない。

(3) 持参する物品の準備（出動時携行物品リスト参照 P53 資料2）

災害前後の時間経過や季節・活動場所により微妙に異なる。自分自身が活動を続けるために「自己完結で滞在・移動できる身支度」をしっかりと行なう。災害状況等により判断する。持参するものには、全て氏名を書く。防災ベストを着用する。(防災ベストは、静岡県看護協会・地区支部長が保管、管理している。)

(4) 情報収集

被災地の状況は、日々刻々と変化している為、ラジオ・テレビ等で常に新しい情報を収集しておくことが必要である。

(5) 活動中の事故・病気等の保障、諸手続き

① 職場との関係

支援活動中の取り扱いや身分保障の取り扱いについて確認しておく。
(出張・有給休暇・職務専念義務の免除等)

② 保 険

派遣要請に応じた災害支援ナースの傷害保険については、日本看護協会の国内旅行傷害保険（天災危険含む。）に加入する。

③ 現地でのアクセス確認

救護を必要としているところに、いち早くたどり着くために、現地に着いたら、どこの誰を尋ねればよいか、事前に協会に確認しておく。

(6) 現地への援助

- ① 指定された場所に集合する。
- ② 現地に向かうには、最新の交通情報を収集し、公共交通機関でたどり着ける所まで行く。
その後は、徒歩で目的地へ向かう。

(7) 着任時

- ① オリエンテーションは無いところが多いので、積極的に情報を収集する。
- ② 支援を要請した機関・施設からの指示に従って活動する。
- ③ 活動期間中の連絡担当者を確認する。

(8) 活動中

- ① 支援内容は、時間の経過に伴って、被災地のニーズが変化していくので、現地との連携・調整を図りながら支援活動を行なう。

ア 着任後、自分の眼でニーズを把握する。

イ 状況が見えたら、どんな活動が必要か判断する。

ウ 任期終了後、支援活動の見直しをする。

活動日、活動範囲、活動内容、休憩場所等の確認をする。

定期的に、災害対策本部（協会）に報告する。

- ② 災害支援ナース自身の諸注意

ア 休息を必ずとる。

イ 栄養をきちんと摂る。

ウ 気分転換を図る。

エ 自分自身の安全を確保する。

(9) 活動終了後

- ① 災害支援活動の終了後は、医療・福祉施設等看護代表者に連絡をする。

- ② 後日、報告書を医療・福祉施設等看護代表者を経由して提出する。

7 災害支援ナースの身分保障

- 1) 県外派遣：日本看護協会からの要請により派遣される場合
 - (1) 派遣期間は原則として3～4日である
 - (2) 交通費・宿泊費が実費日本看護協会から支給（一人上限20,000円）される
20,000円を超える分は、静岡県看護協会より支給する。
 - (3) 傷害保険保障として、日本看護協会が契約者として、傷害の程度に応じて保険金の受給ができる。
 - (4) 保険の対象範囲は、出発地から派遣地の往復行程及び派遣中及び看護行為中の本人傷害である。相手に対する傷害に関しては、上記保険でカバーできないので、別に日本看護協会の「看護職賠償責任保険」に加入しておく必要がある。

- 2) 県内派遣：静岡県看護協会からの要請により派遣される場合

- (1) 交通費は実費支給される。
 - (2) 傷害保険保障は日本看護協会に準ずる。

- 3) 静岡県国民保護計画によって派遣される場合

- (1) 静岡県から交通費・宿泊費が支給される。
 - (2) 傷害保険保障等詳細は決まっていない

*いずれの場合も施設から出張扱いとされた場合は、上記は適用されない

- 4) 災害支援ナース派遣に関する傷害保険の加入と実費支給について
所属施設より業務として派遣される（出張扱い等で労務災害が適用される）場合については、対象となりませんので、ご注意ください。

本件の施行は、2009年4月1日からとなります。

なお、静岡看護協会は、日本看護協会に準ずる。

- (1) 保険内容

- ① 保険の種類 国内旅行傷害保険（天災危険担保特約付）
 - ② 保険会社 日本興亜損害保険株式会社
東京都中央区日本橋2-11-2 太陽生命日本橋ビル
Tel : 03-3231-7524
 - ③ 契約者 日本看護協会
 - ④ 被保険者 実際に派遣された災害支援ナース
 - ⑤ 保険金額 被保険者1人あたり

担保種目	保険金額
死亡・後遺障害	1億円
死亡・後遺障害（天災危険によるもの）	5,000万円
入院日額	15,000円
通院日額	10,000円

参考：保険料は200人で算定し1人3,468円。年度末に実数精算。

派遣者がいない年度は最低保険料として 1,000 円のみ

- ⑥ 保険条件
- ア 派遣期間は 1 人 3 泊 4 日
 - イ 補償対象期間は事故の日から 180 日間（通院は 90 日間）。
 - ウ 保険対象範囲は、出発地から派遣地の往復行程及び派遣中及び看護行為中の本人傷害。
 - エ 死亡・後遺症障害については、いずれの場合も上記金額を上限とする。後遺症障害後、補償対象期間内に死亡された場合は、上記を総額の上限とする。
 - オ 病院での治療あるいは入院に対して、治療内容にかかわらず、上記一律の保険金が支払われる。ただし、保険金支払いの対象日数は、傷害した日から平常の生活または業務ができる程度に治った日までの日数となり、保険会社が認定する。
- ⑦ 名簿管理 日本看護協会 専門職支援・中央ナースセンター事業部
- ⑧ 取扱代理店 株式会社日本看護協会出版会 損害保険部
東京都渋谷区神宮前 5-8-2
Tel : 03-5778-5782

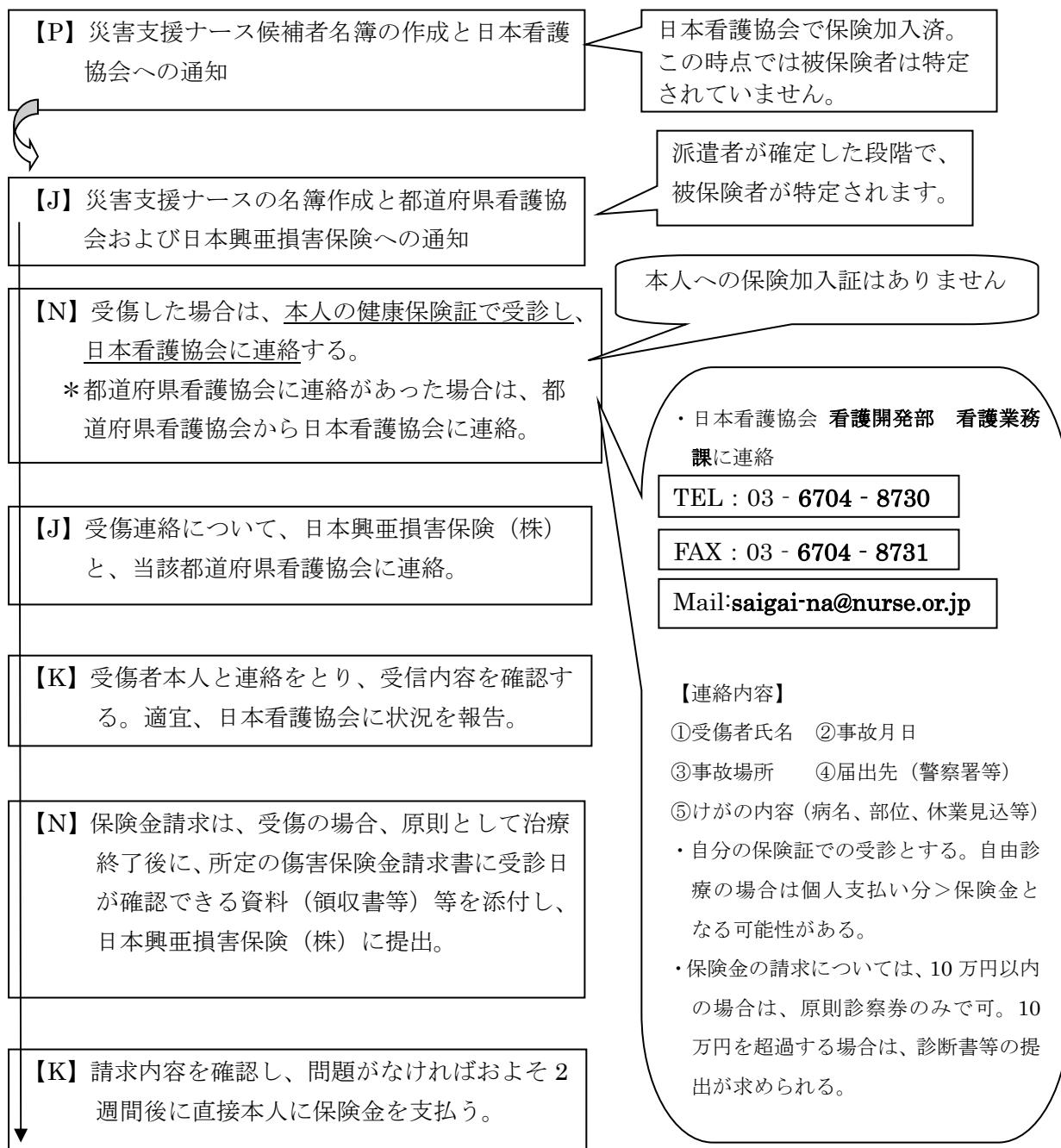
(2) 保険加入と支払いまでの手順

【P】都道府県看護協会が行うこと

【N】災害支援ナースが行うこと

【J】日本看護協会で行うこと

【K】日本興亜損害（株）が行うこと



(3) 都道府県看護協会から災害支援ナースへの注意事項

① 個人情報保護について、以下の件に同意いただぐく：

- ・被保険者を通知する必要があるので、派遣シフト表を日本興亜損害保険（株）へ提出する。
- ・受傷内容や保険支払いに関して都道府県看護協会へ通知するので、問題がある場合は事前に申し出る。

② 受傷時は、必ず日本看護協会へ連絡する。直接、日本興亜損害保険には連絡しない。

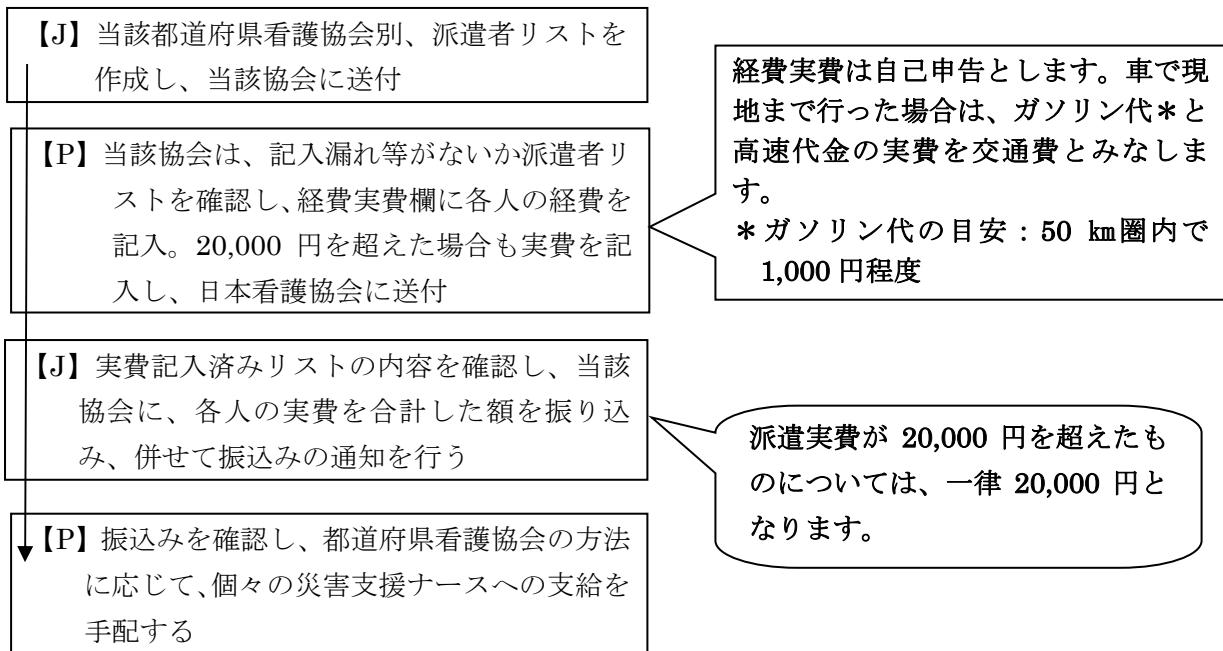
- ③ 受傷状況や保険についての都道府県看護協会への連絡は日本看護協会が行う。
- ④ 受診は病院や診療所とし、自身の健康保険証を使用する。保険請求に際し、整体やカイロプラクティック等への受診では保険金は支払われない。はり、マッサージ、指圧等は、医師の指示に基づいて行われた場合を除き、保険金は支払われない。
- ⑤ 受診した日を記したものを作成する。(領収書、受診日が記載された診察券等)
- ⑥ 災害支援活動後帰宅する際、通常予測される交通ルートから免脱した場所へ立ち寄らないようとする。(保険が適用されない事態を回避するため)
- ⑦ 保険金が10万円以内の場合、診断書は原則不要。保険会社から請求がない限り準備しなくてよい。
- ⑧ 保険金は、災害支援ナース個人(死亡した場合は法定相続人)に保険会社から直接支払われる。

(4) 災害支援ナースへの交通費・宿泊費の実費支給について

所属施設から業務として派遣される場合を除き、災害支援ナースには交通費と宿泊費の実費として一人20,000円を上限として支給いたします。

下記、支給手順に従い、手続きをお願いいたします。

なお、実費支給は災害支援ナース派遣が収束した段階から開始いたします。実際の派遣から支給まで数ヶ月を要する場合もありますので、あらかじめご了承ください。



8 災害支援ナースの受け入れ（受援）の実際

1) レベル1の場合

(1) 災害支援の確認（被災状況確認）（静様式Aにて）

- ① 静岡県看護協会は、被災施設に支援の必要性を確認する。
- ② 本県や、市町からの派遣要請を受ける。

(2) 災害支援ナースの派遣要請（静様式Bにて）があつた施設に対して

- ① 静岡県看護協会は、現地で連絡を取るスタッフの氏名・所属・電話番号を確認し、安全な交通ルート・ライフライン（電気・水道・ガス）・滞在期間中の寝具・食事・保清等について情報収集を行う。
- ② 静岡県看護協会は、災害支援ナースの受け入れ体制の整備について依頼する。
- ③ 静岡県看護協会は、派遣場所オリエンテーションの実施を依頼する。
 - ア 本部体制と担当責任者 イ 周辺の被災状況 ウ 滞在中の生活について
 - エ 緊急時対応 オ 配置場所と可能業務

(3) 災害支援の延期と活動終了

静岡県看護協会災害対策本部長は、派遣先の状況を把握し支援ナースの派遣の継続について確認する。そのうえで、支援の延期・中止を決定する。

災害支援ナース派遣要請終了の場合は、静岡県看護協会より日本看護協会に報告する。

2) レベル2・3の場合

(1) 静岡県看護協会は、日本看護協会災害時支援システムネットワークに基づき災害支援ナース派遣要請を行う。（様式B）

(2) 静岡県看護協会は、日本看護協会から災害支援ナース派遣シフト表を受理する。

(3) 災害支援ナースの派遣要請があつた施設に対して

*1) レベル1の場合の（2）と同様

(4) 他県から災害支援ナース受け入れ時

① 静岡県看護協会が実施するオリエンテーション

ア 県内の被災状況 イ 派遣先（活動場所）について ウ 緊急連絡先の確認 等

(5) 災害支援の延期と活動終了

*1) レベル1の場合の（3）と同様

(6) 支援活動の終了

日本看護協会に災害支援活動終了報告書を提出する。（様式F）

※すべての施設で災害支援ナースの受け入れマニュアルが必要である。（準備のポイント）

- ・役割を決めておくこと（例：外部支援者対応の窓口や活動の報告・相談を受けるスタッフ等）
- ・災害支援ナースへのオリエンテーション内容を決めておくこと（例：病院の構造、報告連絡体制、活動時間帯等）
- ・災害支援ナースに依頼できる業務を考えておくこと
- ・災害支援ナースの得意分野を配置前に把握すること 等

資料1

災害発生時の災害支援ナース派遣の流れ

被災地看護協会
日本看護協会から要請



静岡県内災害地（対策本部）から要請

静岡県看護協会

災害対策本部設置

○総務班 ○情報班 ○医療救護班

災害規模の把握、被災地との連絡・調整

ライフライン等の情報収集

支援ナースの活動予定内容把握

各施設

災害支援ナース登録者施設に派遣要請

災害支援ナース登録者に派遣通知

支援ナース出発

所属長の了解・確認
個人会員の場合は協会長了解・確認

被災地の看護協会がボランティア団体の受付に到着報告

現地で災害支援活動

終了

記録

報告

申し送り

資料2

災害支援ナース出動時携行物品参考リスト

	物品等名	個数		物品等名	個数	備 考
支援活動に必要なもの	1) 身分を保証するもの		リュックサック内物品	飲料水		1日3Lが目安
	身分証明書	1		非常食（ご飯）	6食	水又はお湯で戻すタイプ
	看護協会会員証	1		懐中電灯・ペンライト	1	
	保険証	1		ヘルメット	1	
	2) 災害支援ナース登録証	1		サバイバルプランケット	1	寒さ・雨を防ぐ
	名札ケース	1		軍手	1	すべり止め付き
	3) 防災ベスト (看護協会・各地区支部管理)	1			1	
	4) 腕時計	1		コンパクトタオル	1	真空包装2枚入り
				ウェットティッシュ	1	
				肌着セット	1	Tシャツ 下着、靴下
自分を守るためにのもの	1) ガウン・手袋・マスク	1	救急セット			三角巾、ガーゼ、 包帯、脱脂綿、 カット判、ハサミ、 ピンセット、メモ用紙
	2) 常備薬 (風邪薬、うがい薬、目薬、 胃腸薬、頭痛薬等)	1		筆記用具	1	
	3) カイロ（冬）	1		ウエストポーチ	1	
	4) 帽子	1		尿キャッチ	10	自分の排泄処理用
	5) 虫除けスプレー（夏）	1		消臭凝固剤	3	自分の排泄処理用
	6) 防災ゴーグル	1		生理用品		
生活に必要なもの	衣 トレーニングウェア	1		ビニール袋	3	各サイズ
	スラックス	1		サランラップ	1	
	長袖シャツ	2~3		ティッシュペーパー		
	ソックス	2~3				
	履き慣れた靴又は運動靴	1				
	食 糖分補給用補食	1				
	ビタミン、カルシウム補食 (ビスケット類・飴類等)	1				
	住 洗面道具・タオル	各1				
情報源として必要なもの	現金					
	携帯ラジオ	1				
	携帯電話	1				
	テレホンカードと小銭					
	手回しラジオ・充電器					